

今年度最後の無料健診お受け逃しなく！

○特定健診・がん検診

《日時》2月17日(日)、18日(月) 6時30分～11時

《内容》

特定健診(健康診査)、胃・肺・大腸・前立腺がん検診
肝炎ウイルス・エキノコックス症検査

《場所》保健センター(字中央町)

《委託先》J A北海道厚生連札幌厚生病院健診センター

○婦人科検診

《日時》2月24日(日) 8時30分～14時

《内容》乳・子宮頸がん検診

《場所》保健センター(字中央町)

《委託先》北海道対がん協会 札幌がん検診センター

●問い合わせ先

保健福祉課保健福祉グループ健康推進係

☎ 0146・47・2113

エンゼル券などの交付について

子育て、福祉の観点から、おむつ使用などにより可燃ごみが増加するため、申請された方に町指定燃やせるごみ袋(大)を交付しています。交付条件は次のとおりです。

《対象・交付枚数》

①乳幼児がいる世帯

- ・出生時に30枚
- ・1歳時に20枚
- ・2歳時に10枚

②おむつを常時使用している在宅介護世帯

- ・年間30枚

※年度を超えて遡り申請することができませんので、忘れずに申請して下さい。

●問い合わせ先

町民生活課町民生活グループ環境衛生係

☎ 0146・47・2112



役場からのお知らせ

— Niikappu Town Office Information —

その2

多数のカップル誕生！あなたも婚活はじめませんか？

町では、苫小牧信用金庫と「地域結婚支援事業の連携に関する協定」を締結し、官民一体となって結婚を希望する方の婚活支援に取り組んでおり、その一環として、苫小牧信用金庫が運営する「LLB会結婚相談所」への入会を推進しています。

■とましんLLB会結婚相談所って？■

苫小牧信用金庫が運営する結婚相談所で、専任スタッフのサポートのもと、会員同士の「お見合い」による婚活事業を行っています。

【利用の流れ】

- ①申込書及びプロフィールを作成し、入会手続きを行います。
- ②苫小牧信用金庫本店には専用フロアが用意されており、専任のスタッフによるマッチングサービスが受けられます。
- ③異性のプロフィールを閲覧の上、双方が合意すれば実際にお見合いができます。

【申込方法】

- ・LLB会事務局へ申込
- ・郵送による申込
- ・インターネットからの仮申込
- ・QRコードからの仮申込

※申込書は産業課窓口でも配布しています。お気軽にご相談ください。



【登録料】

入会時に預かり金として10,000円が必要となりますが、退会時に返金されますので、実質的な負担額は無料となります。

【活動実績】

- ・会員数 男性：254名／女性：283名
- ・お見合い件数 508件
- ・婚約／結婚数 43組

●問い合わせ先：

産業課産業グループ農産係

☎ 0146・47・2183 (直通)

とましんLLB会結婚相談所事務局

☎ 0144・56・5026 (直通)

確定申告が始まります！（3月15日まで）

今年も「所得税及び町民税・道民税」の確定申告を行います。確定申告は、1年間の所得を算出し、税額を計算するものです。

● 今年度の申告日程は、次のとおりです。

●問い合わせ先

税務課税務グループ賦課係 ☎ 0146・47・2115

給与者還付申告・年金者申告日程表

期日	曜日	対象地区	会場	受付時間
1月29日・30日	火・水	本町・中央町	役場 101 会議室	9時～16時
31日・2月1日	木・金	北星町		
4日	月	東町		
5日・6日	火・水	新冠沢地区(西泊津～泉)		
7日・8日	木・金	西新冠沢地区(大狩部～里平)		
12日	火	節婦町		

町内移動申告日程表

期日	曜日	対象地区	会場	受付時間
2月13日	水	美宇・新和・太陽・里平	新和生活館	9時30分～13時
14日	木	東川・共栄	東川生活センター	
15日	金	新栄・泉・若園	新栄生活センター	
18日	月	朝日・緑丘・古岸	緑丘生活センター	
19日	火	節婦町(第1区～第4区)	節婦生活館	9時30分～15時
20日	水	節婦町(第5区～第7区) 大狩部		9時30分～13時
21日	木	大富・万世・明和	万世生活センター	9時30分～13時
22日	金	本町	本町多目的交流センター	9時30分～15時
25日	月	北星町	役場 101 会議室	9時～16時
26日	火	中央町		
27日	水	東町		
28日	木	東泊津・西泊津・高江		
3月1日～15日	金～金	会場に来られなかった方		

※休日申告の受付 平日に来庁することが困難な方を対象に、3月10日(日)の9時から16時まで休日申告を行います。会場は役場101会議室です。

農業者の皆様へ「農業者年金加入」のご案内

農業者年金は自分が積み立てた年金保険料とその運用実績で受け取る年金額が決まる「積立方式」です。このため少子高齢化時代でも加入者や受給者の人数に左右されず、税制面での優遇措置など、農業者だけが利用できるメリットの多い安心な制度となっています。

【加入要件】

- ①国民年金第1号被保険者であること。(農業者年金加入後「付加年金」の加入も必要です。)
- ②年間60日以上農業に従事すること。
- ③年齢が60歳未満であること。

【メリット】

- ①積立する保険料の金額は自分で設定でき、いつでも変更することが可能です。
- ②納めた保険料は、社会保険料控除の対象となり、節税の効果もあります。
- ③認定農業者であることなど一定の要件を満たす場合には保険料の国庫補助があります。

●問い合わせ先

・新冠町農業委員会 ☎ 0146・47・2472

・新冠町農業協同組合 ☎ 0146・47・3111